

第11章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月に国内産業を保護するとの観点から、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税（IPI）を現在の税率に加えて30%追加することを発表し、同年12月から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車については、追加の工業製品税が免除されることとされており、免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること
- ③総売上（企業全体の税引後粗収入）の0.5%以上を研究開発（R&D）に投資していること

本制度は2012年12月までの暫定措置とされていたところ、2012年10月、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策（イノバル・アウト）を発表した。新しい制度は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下でIPIを最大30%減税可能とするものである。イノバル・アウトに参加するためには、①2017年までに所定の燃費基準の達成（2017年新車燃費を

2012年比12%低減）・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定の自動車生産工程の実施（上記②の「11の自動車生産工程のうち6工程以上」から「2013年までに12工程中8工程、2017年までには10工程」に変更）等の条件を満たすことにより、「認可企業」となる必要がある。そして、認可企業には、国産部品・工具の購入その他の国内での支出額に対応して、IPI減税に利用できるIPIクレジットが付与されることとなった（ただし、参加条件や優遇措置の詳細は企業の活動状況（①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業）により異なる）。また、認可企業によるメルコスール及びメキシコからの自動車輸入には、自動的に30%のIPI減税が認められる。

更に、ブラジルは、自動車のみならず情報通信その他の分野においても、基礎製造工程（PPB）と呼ばれる生産工程（一定の部品の製造及び最終製品の組立て）を国内で実施することなどを要件として、産品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入しており、輸入品と国産品の間の実効税率の相違が生じている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに関接税の大幅減免を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバル・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ産の自動車のみに関接税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、

国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT 第 1 条（最恵国待遇義務）、第 3 条（内国民待遇義務）及び貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）第 2 条、補助金協定第 3.1 (b) に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

この新政策に対し、我が国は、繰り返し懸念を表明してきた¹が、本政策に改善の動きが見られず、自動車に加えて、通信ネットワーク機器、化学（肥料）など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求に関連づけた優遇税制措置を拡大する動きが見られた。EU は、2014 年 1 月、ブラジルに対して WTO 協議要請を行い、同年 10 月、パネル設置を要請（自動車政策のみならず、情報通信技術分野への優遇税制措置や輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象）した。同年 12 月にパネルが設置され、我が国は第三国参加した。さらに、我が国も、2015 年 7 月、ブラジルに対して WTO 協議要請を行い、同年 9 月、パネル設置を要請し、同月、パネルが設置された（先行する EU のパネル審理と我が国のパネル審理の手続は統合された。）。

2017 年 8 月 30 日、パネルは我が国及び EU の主張を受入れ、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置、並びに輸出企業への優遇税制措置について、GATT 第 1 条（最恵国待遇義務）、第 3 条（内国民待遇義務）及び貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）第 2 条、補助金協定第 3.1 (b) に違反すると判断した。また、輸出企業に対する税制恩典措置についても、我が国及び EU の主張を受入れ、補助金協定第 3.1 (b) に違反すると判断した。

ブラジルはパネルの判断を不服として上訴しており、我が国としては、EU と共同し、上級委手続の中で本件が WTO 協定に従って適切に処理されるよう対応すると共に、引き続きブラジルの本措置への対応を注視しつつ必要な対応をしていく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

問題点の改善に向けた特段の動きはなく、問題点を含め 2017 年版不公正貿易報告書 172-173 頁参照。

¹ 協議要請前の二国間、多国間での協議の経緯については 2017 年版 172 頁参照。